

第15回食育推進全国大会愛知県実行委員会設置要綱（案）

（名 称）

第1条 本会は、第15回食育推進全国大会愛知県実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 実行委員会は、第15回食育推進全国大会（以下「全国大会」という。）を県民の自主的な取組と多様な主体がライフステージに応じて展開してきた「あいちの食育」を全国に発信する絶好の機会とし、豊かな農林水産物のPRを含め愛知県ならではの特色ある有意義な大会とするため、開催に必要な事業を行うことを目的とする。

（事 業）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1）全国大会の開催に必要な計画及び運営に関する事。
- （2）関係機関及び団体との連絡調整等に関する事。
- （3）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関する事。

（構 成）

第4条 実行委員会は、別表1に掲げる団体及び組織の役職員をもって構成する。

（役 員）

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

会長 1名
副会長 2名
監事 2名

- 2 会長は、愛知県知事をもって充てる。
- 3 副会長及び監事は、会長が指名する。

（役員の仕事）

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき及び会長が特定の行為につき委任したときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 監事は、会計を監査する。

（任 期）

第7条 会長、副会長、監事及び委員の任期は、実行委員会が設立された日から第15条の規定により解散する日までとする。ただし、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、特別な事情が生じたときは、その職を解くことができ、必要に応じて補充することができる。

(報酬)

第8条 報酬は、支給しないものとする。ただし、会長が必要と認めた場合には支給することができる。

- 2 前項ただし書の規定により報酬を支給する場合には、愛知県職員の例に準じて支給することとする。

(会議)

第9条 実行委員会の会議は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 実行委員会設置要綱の制定、改廃に関する事項
- (2) 全国大会の基本方針に関する事項
- (3) 事業計画及び予算に関する事項
- (4) 事業報告及び決算に関する事項
- (5) その他必要な事項

- 2 会議は、必要に応じて会長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 会議は、会長が議長を務める。ただし、会長が欠席のときは、会長の代理として出席した者又は、副会長が議長となる。
- 4 委員が会議に出席できないときは、委員の所属機関又は団体から代理人を出席させ、議決権の行使を委任、又は書面をもって議決に加わることができるものとする。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 6 会長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 7 会長が必要と認めたときは、委員に対し、書面により意見を求め、その回答をもって会議の議決に代えることができる。
- 8 第1項の規定にかかわらず、会長は、緊急を要するときは、会議で議決すべき事項を専決することができる。なお、専決した事項については、次の会議に報告するものとする。

(企画委員会)

第10条 実行委員会の事業を円滑に進めるため、実行委員会のもとに企画委員会を置く。

- 2 企画委員会は、別表2に掲げる団体及び組織の役職員をもって構成する。
- 3 企画委員会には、企画委員長を置き、愛知県農業水産局農政部食育消費流通課長をもって充てる。
- 4 企画委員会は、必要に応じて企画委員長が招集する。
- 5 企画委員長は、必要に応じて、委員以外の関係者を出席させることができる。

6 企画委員会は、第3条の事業の執行に必要な事項を協議し、その結果を会議に報告する。

7 前6項に定めるもののほか、企画委員会に必要な事項は、会長が別に定めることができる。

(事務局)

第11条 実行委員会の運営に関して必要な事務を処理するため、事務局を愛知県農業水産局農政部食育消費流通課内に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が定める。

(経費)

第12条 実行委員会の経費は、負担金及びその他収入をもって充てる。

(事業計画、予算及び決算)

第13条 実行委員会の事業計画及び収支予算は、会議の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、会議の承認を得なければならない。

2 会長がやむを得ず必要と認めた経費については、実行委員会による予算の議決前に支出できるものとする。この場合において、当該支出した経費を収支予算案に含めるものとする。

(会計年度)

第14条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

ただし、実行委員会設立当初の会計年度は、実行委員会設立の日から翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第15条 実行委員会は、第2条の目的が達成され、事業報告及び決算報告を行った後に議決を経て解散するものとする。

2 全国大会終了後、実行委員会が解散するときに有する残余財産は、愛知県に帰属するものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、2019年5月22日から施行する。

(別表1)

第15回食育推進全国大会愛知県実行委員会名簿

区分	団体名・組織名	役職
学識者等	愛知学院大学 国立大学法人愛知教育大学 中日新聞社	教授 教授 編集局生活部長
消費者	愛知消費者協会 生活協同組合コープあいち	会長 理事
教育関係者	愛知県栄養教諭・学校栄養職員研究協議会 愛知県国公立幼稚園・こども園長会 愛知県小中学校長会給食委員会 愛知県小中学校PTA連絡協議会 公益財団法人愛知県学校給食会	会長 副会長 委員長 副会長 理事長
保育、社会福祉、 医療・保健関係者	愛知県食生活改善推進員協議会 一般社団法人愛知県歯科医師会 一般社団法人愛知県薬剤師会 公益財団法人愛知県健康づくり振興事業団 公益社団法人愛知県医師会 公益社団法人愛知県栄養士会 社会福祉法人愛知県社会福祉協議会	会長 会長 副会長 常務理事 理事 副会長 保育部会副会長
農林漁業者等	愛知県漁業協同組合連合会 愛知県農業協同組合中央会 愛知県農業経営士協会 愛知県酪農農業協同組合 農村輝きネット・あいち	代表理事常務 専務理事 会長 参事 会長
食品関連事業者等	一般社団法人愛知県調理師会 日本チェーンストア協会中部支部	副会長 参与
労働・経営関係者	愛知県経営者協会 日本労働組合総連合会愛知県連合会	総務・企画部課長 社会政策局長
愛知県食育推進 会議		公募委員
農林水産省	東海農政局	局長
愛知県		知事 教育長 保健医療局長 農業水産局長

(別表2)

企画委員会構成団体・組織

区 分	団体名・組織名
学識者等	愛知学院大学
消費者	生活協同組合コープあいち
教育関係者	公益財団法人愛知県学校給食会
保育、社会福祉、医療・保健関係者	愛知県食生活改善推進員協議会
	一般社団法人愛知県歯科医師会
	公益財団法人愛知県健康づくり振興事業団
	公益社団法人愛知県栄養士会
農林漁業者等	愛知県農業協同組合中央会
食品関連事業者等	一般社団法人愛知県調理師会
国	農林水産省東海農政局 経営・事業支援部地域食品課
愛知県	愛知県教育委員会事務局学習教育部保健体育課
	愛知県保健医療局健康医務部健康対策課
	愛知県農業水産局農政部食育消費流通課